T1024

根拠法規	輸出貿	貿易管理規	見則第1点	条第1項第	第2号
主務官庁	経	済	産	業	省

## 委託加工貿易契約による輸出承認申請書

京 認 番 号	済産業大	<b>5</b> 配			<u></u>								
日 請 者 18名	加注未入	⊥ <i>π</i> χ			承	認	番	号					
記名押印 又は署名 申請年月日  住 所 電話番号  D委託加工貿易契約による輸出の承認を申請します。 契約の相手方 住 所					有	効	期	限					
電話番号						語年	月日		1				
D委託加工貿易契約による輸出の承認を申請します。													
契約の相手方   住 所   一						古首	16 亏_						
仕 向 地 国   経由地	契約の相手	方				Ē	所_						
商 品 名 型及び等級 単 位 数 量 価 額 時 期  (ただし、数量及び総額が	1) 仕 向 地	1国	細		紹	全由地_							
計   計   計   計   計   計   計   計   計   計					数	量	72.4		/ <del>=</del>	<i>h</i> 10		時	期
(ただし、数量及び総額が						_ <del>_</del>	単	<u>.</u>	1四	総	額	+ -	
(ただし、数量及び総額が					+1		_			±1			
輸入)商品内容明細 商品名 型及び等級 単 位 数 量 価 額 時 期  「ただし、数量及び総額が」 %増加することがある。 加工内容」 )加工負単価 総 額」 )加工賃単価 総 額」 )加工賃単価 総 額」 )加工賃単価 総 額」  「市 品名 型及び等級 単 位 数 量 価 額 単 価 総 額 単 価 総 額 単 価 総 額 単 価 総 額 単 価 総 額 単 価 総 額 第 単 価 総 額 額 単 価 総 額 額 単 価 総 額 額 日本 第2条第1項第一条 第2条第1項の規定により 本びに外国為 承認しない。					•								
同 記 名 望及び等級 単 12 数 軍 単 価 総 額 時 期 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計		]細 						·严			安古		
(ただし、数量及び総額が	商品名	型及び等級	単	位	数	量	単		価	総		時	期
(ただし、数量及び総額が													
加 工 内 容					計					計	_		
) 加工賃単価総 額 ) 加工賃として引き渡す商品内容明細 商 品 名 型及び等級 単 位 数 量 価 額 単 価 総 額 計 計 計 備 考	+n -			(	ただし、	、数量	退及び	総額	が	%增	加する	ことがあ	る。
) 加工賃単価総 額 ) 加工賃として引き渡す商品内容明細 商品名型及び等級単位数量価 総額 単価 総 額 計 計 計  備考 「不認又は不承認」 「不認又は不承認」 「不認子」による輸出承認申請は、輸出貿易管理令 育2条第1項第二号(及び第条第項第 号)並びに外国為 者及び外国貿易法第67条第1項の規定により													
商 品 名 型及び等級 単 位 数 量 価 額 単 価 総 額 計 計 計 付 ま													
同 品 名 型及び等級 単 1位 数 重 単 価 総 額 計 計 計 計	3) 加工賃とし	て引き渡す商品	内容明細										
計   計   計   計   計   計   計   計   計   計	商品名	型及び等級	単	位	数	F		(I				額	*-
備 考				,	~^			単	曲	総			額
備 考													
承認又は不承認 この委託加工貿易契約による輸出承認申請は、輸出貿易管理令 第2条第1項第二号(及び第 条第 項第 号)並びに外国為 替及び外国貿易法第67条第1項の規定により 承認しない。					計					計			
	備 考												
	_												
	承認又は不満の要託加工	承認 貿易契約による	<b>渝出承</b> 認由	詰け	輸出貿	3易管 <sup>:</sup>	理今		次	'の条件	<u></u> ‡を付し	て承認で	ナる.
	第2条第1項		"另次此江	ᆍᄦᅩᅜ	ュで出え	アラス にない はっぱん こうしゅうしゅう アストラ アスティス アスティス アスティス アスティス アスティス アスティス アスティス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイ	亩五			//\		- 13 (HO) 2	· •
条件 この承認証が使用済みとなったとき又はこの承認証に基づく貨物の輸出及び輸入を行わな	替及び外国貿易	第二号"( 及び第 <sup>†</sup> 易法第67条第・	- 条第 - 児 1 項の規定	見弗 ▼ 『によ!	了 了 2	ハニット	当勿		承	認した	. l J.		
	替及び外国貿	第二号"(及び第 <sup>*</sup> 易法第67条第 <sup>*</sup>	条第 児 1 項の規定	まませ	3 / 11/2	ハビット	当河		承	認した	۱۱. ا <sub>ه</sub>		

経済産業大臣の記名押印

日	付	
資	格	
記名押	盯	

## (裏面)

## 輸出通関

税関申告番号	商	品	名	船	積	数	皇里	送	: נו	状 金 額	通関月日及び 税関記名押印
											INIXINO LITER

## 輸入通関

14811111111111111111111111111111111111	**		47	^光 1.2 小上米4 巨	·关17 作今每	· 不	~ 題	通関月日及び
税関申告番号	商	品	名	送り状数量	送り状金額	地 学 数 重	通関金額	税関記名押印

- 注 (1) 印の欄は記入しないで下さい。
  - (2) 記載事項は、やむを得ない場合は、英語で記入しても差し支えありません。
  - (3) 用紙の大きさはA列4番とします。